

館山老人ホーム居宅介護支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 館山老人ホームが開設する館山老人ホーム居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定介護支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行う。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況・その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮して行うものとする。

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 館山老人ホーム居宅介護支援センター

(2) 所在地 千葉県館山市湊373番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上

指定居宅介護支援の提供に当たる

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。ただし、急を要し、必要と認められた場合は、その限りではない。また、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援等の内容は、次のとおりとする。

(1) 要介護認定の申請に係わる援助。

- (2) 相談等を受ける場所は、当事業所の相談室または、利用者の居宅等希望する場所とする。
- (3) 居宅介護サービス計画または居宅支援サービス計画の作成と実施状況の把握。
- (4) 活用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドラインとする。ただし、その他利用者の希望するものに応じる。
- (5) 居宅支援サービス計画後も、サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握するために、原則として1カ月に1回または、必要に応じて訪問を行う。
- (6) 要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止。
- (7) サービス担当者会議等は、原則として、同建物内の会議室に於いて実施する。
- (8) 指定居宅サービス事業所・介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、利用者又はその家族に対して事前に文書で署名（記名捺印）を受けただうえで、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1Kmにつき20円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、館山市とし、それ以外の地域については、相談に応じる。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、採用時及び継続時、研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。
- 4 指定居宅介護の提供に際して、親切丁寧に行い、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等を、理解しやすいように説明するものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人館山老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年12月1日から施行する。